下水道法・大阪市下水道条例による水質規制 【令和４年７月１日現在】

大阪市建設局

除害施設の設置義務規定

全ての排出者

特定事業場ですか

いいえ

はい

法第12条
施設の機能障害損傷を与える下水

条例第10条の2(政令第９条)
単位：mg/L[温度・pH除く]

①	温度	45℃未満
②	水素イオン濃度	5を超え9未満
③	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質 鉱油類	5
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質 動植物油類	30
④	沃素消費量	220未満

条例第10条の2
除害施設の設置義務

【基準超過の場合】

条例第10条の5
改善命令等

【義務違反の場合】

【命令違反の場合】

法第45条
罰則

条例第10条の3
除害施設の設置義務

【基準超過の場合】

法第12条の11
下水道法第８条の下水処理場の放流水の基準に悪影響を与える下水

条例第10条の3(政令第９条の10)
単位:mg/L

①	有害物質	
1	カドミウム	0.03
2	シアン	1
3	有機りん	1
4	鉛	0.1
5	六価クロム	0.5
6	ひ素	0.1
7	総水銀	0.005
8	アルキル水銀	検出されず
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2
13	四塩化炭素	0.02
14	1,2－ジクロロエタン	0.04
15	1,1－ジクロロエチレン	1
16	ｼｽ－1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.4
17	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	3
18	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
20	チウラム	0.06
21	シマジン	0.03
22	チオベンカルブ	0.2
23	ベンゼン	0.1
24	セレン	0.1
25	ほう素	10
26	ふっ素	8
27	1,4－ジオキサン	0.5
28	☆ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

☆ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)に該当する下水処理場の処理区域内の事業場に適用。

②環境項目		
1	フェノール	5
2	銅	3
3	亜鉛	2
4	鉄（溶解性）	10
5	マンガン（溶解性）	10
6	クロム	2

【基準超過の場合】

条例第10条の3(政令第９条の11)
単位:mg/L[温度 pH 除く]

①	温度	45℃未満
②	水素イオン濃度	5を超え9未満
③	生物化学的酸素要求量	600 未満
④	浮遊物質量	600 未満
⑤	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質	下表とおり

油種 ＼ m³/日	1000 未満	1000～5000 未満	5000 以上
鉱油類	5	4	3
動植物油類	30	20	10

⑥ 色又は臭気 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

【項目③・④】

1000m³/日以上の排水量では、ノルマルヘキサン抽出物質は直罰に加えて、除害施設の設置基準も適用される。

条例第10条の4
汚水排除の承認申請

条例第10条の3第３項
汚水排除承認基準
①生物化学的酸素要求量
2600mg／L以下
②浮遊物質量
2600mg／L以下

600mg／L以上であっても承認限度で排除が可能である

直罰規定ではなく、除害施設の設置義務の規定（有害物質の項目を除く）

直罰規定ではなく、除害施設の設置義務の規定

特定事業場の直罰規定

法第12条の2
排除の制限が適用される下水

法第12条の2
排水量により、排除の制限が適用される下水

1日当たりの平均排水量 30m³/日以上

【いいえ】

【はい】

1日当たりの平均排水量 50m³/日以上

【いいえ】

【はい】

1日当たりの平均排水量 1000m³/日以上

【はい】

政令第９条の４(全国一律基準)
単位:mg/L

①有害物質		
1	カドミウム	0.03
2	シアン	1
3	有機りん	1
4	鉛	0.1
5	六価クロム	0.5
6	ひ素	0.1
7	総水銀	0.005
8	アルキル水銀	検出されず
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2
13	四塩化炭素	0.02
14	1,2－ジクロロエタン	0.04
15	1,1－ジクロロエチレン	1
16	ｼｽ－1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.4
17	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	3
18	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
20	チウラム	0.06
21	シマジン	0.03
22	チオベンカルブ	0.2
23	ベンゼン	0.1
24	セレン	0.1
25	ほう素	◆10
26	ふっ素	◆8
27	1,4－ジオキサン	0.5
28	☆ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

☆ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用。

②環境項目		
1	フェノール	5
2	銅	3
3	亜鉛	▼2
4	鉄（溶解性）	10
5	マンガン（溶解性）	10
6	クロム	2

条例第10条(政令第９条の５)
単位:mg/L[pH 除く]

①	水素イオン濃度	5を超え9未満
②	生物化学的酸素要求量	2600
③	浮遊物質量	2600
④	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質 鉱油類	5
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質 動植物油類	30

【基準超過のおそれの場合】

法第37条の２
改善命令等

法第45条
罰則

【命令違反の場合】

法第46条
罰則

【基準超過の場合】

＜暫定排水基準＞
直罰適用の項目のうち、
▼印は令和６年12月10日まで
◆印は令和７年６月30日まで
暫定基準の適用があります。

水質規制の主な届出規定

特定事業場（温泉を使用する旅館業を含む）

旅館業の特定施設（温泉を使用しない場合に限る）

上記以外の事業場

法第12条の３
特定施設設置届出義務

【違反】 法第47条の２ 罰則

法第11条の２
公共下水道使用開始の届出義務

【除害施設設置義務規定の適用】

法第12条の５
計画変更命令

【違反】 法第45条 罰則

法第12条の６
実施の制限

【違反】 法第49条 罰則

条例第10条の２第２項
除害施設設置等計画の届出義務

【違反】 条例第30条 過料